



～出産後まで、必ず保管してください～

令和3年度（2021年度）版

妊婦健康診査費助成制度のお知らせ

宝塚市ではお母さんと赤ちゃんの健康を守り、安心して出産ができるように、妊婦健康診査費助成券14枚（5,000円券12枚、13,000円券2枚）を交付し、最大86,000円の助成をしています。

1 妊婦健康診査費助成券の申請

妊娠の届出と同時に、妊婦健康診査費助成券の申請を受付します。

- ・持ち物 申請者の身分証明書
- ・受付時間 月～金、午前9時～午後5時30分（祝日・年末年始を除く）

受付場所	申請内容等
宝塚市立健康センター （宝塚市立病院西隣り）	妊娠の届出、母子健康手帳交付 助成券の交付申請（妊娠中の転入者を <u>含む</u> ） 還付助成申請（出産後に必要な方のみ） ※保健師が妊婦相談を行っています。
宝塚市役所窓口サービス課 各サービスセンター（長尾・西谷） 各サービスステーション（仁川駅前・宝塚 駅前・売布神社駅前・中山台・雲雀丘）	妊娠の届出、母子健康手帳交付 助成券の交付申請（妊娠中の転入者を <u>除く</u> ） （注意）還付助成申請はできません。

2 妊婦健康診査費助成事業

助成対象者	妊婦健康診査の受診日に宝塚市に住民票のある方	
助成期間	妊娠中に実施した妊婦健康診査（出産後の健診は助成対象外）	
助成回数・金額	5,000円上限12回、13,000円上限2回までの最大86,000円を助成します。	
助成内容	助成の対象	助成対象とならないもの（例）
	妊婦健康診査費のうち、保険診療適用外の自己負担分（ <u>自費分</u> ）	・保険診療の自己負担分 ・妊娠確定検査 ・特定療養費 ・基本的な妊婦健康診査を含まない受診（超音波検査のみ NSTのみ等） ・予防接種費 ・文書料 ・入院費 ・分娩費 ・胎児検査（クアトロ検査、羊水検査、3D等） ・DVD、腹帯、コルセット、母親学級受講費など
助成券の交付方法	申請から約1週間後に、健康センターから普通郵便で発送します。 （妊婦本人が健康センターで申請した場合は、窓口で助成券を交付します。 ただし、妊娠途中の転入の場合は、後日郵送となります。）	

※申請から2週間経過しても助成券が到着しない場合は、ご連絡ください。

参考 標準的な妊婦健康診査の実施回数

妊娠初期	～ 妊娠23週	4週間に1回
妊娠24週	～ 妊娠35週	2週間に1回
妊娠36週	～ 出産まで	1週間に1回

3 助成方法

受診場所等	方法	その他
兵庫県内の協力医療機関・助産所 (※)	受診の際に助成券をご利用ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査1回につき1枚のみ使用できます。 ・券面の金額を上回る費用については、自己負担となります。 ・券面の金額を下回る場合の返金はありません。
兵庫県外の医療機関・助産所等	出産後（全ての妊婦健康診査終了後）に健康センターへ還付助成申請してください。 (郵送可)	<ul style="list-style-type: none"> ・受診費用を一旦支払い、領収証は保管してください。 ・未使用の助成券の返却枚数・券種に応じて、還付助成申請をしてください。助成金は、指定口座へ振込みます。 (注意)未使用の助成券がない場合は申請できません。
助成券を使用せずに妊婦健診を受けた方(助成券交付前など)		

(※) 兵庫県内で助成券を使用できない医療機関等があります。あらかじめ医療機関にご確認ください。

4 還付助成申請について

- ・対象 最終の妊婦健康診査受診後に助成券が残り、助成券を使用せずに受けた妊婦健康診査の領収証がある方が対象です。
- ・申請 妊婦健康診査費還付助成申請書に必要事項を記入の上、健康センターに申請してください（郵送可）。申請は1回のみです。追加申請はできませんので、ご了承ください。
- ・申請期間 最終の妊婦健康診査日から2年以内です。出産後、なるべく早くご申請ください。
- ・助成金の振込 申請受付月の翌月末までに指定口座へ振込みます。

<p style="text-align: center;">還付助成申請に必要なもの（全員）</p> <input type="checkbox"/> 妊婦健康診査費還付助成申請書 <input type="checkbox"/> 助成券（お手元の券全て） <input type="checkbox"/> 領収証（保険適用外）の原本 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳「妊娠中の経過」の頁のコピー <u>※代理人が申請する際に、振り込み口座を本人以外の名義にする場合は、本人（妊産婦）の印鑑（スタンプ印不可）をお持ちください。</u>	<p style="text-align: center;">追加で必要なもの（以下に該当する方のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収証原本の返却を希望する場合。 <input type="checkbox"/>領収証のコピー（領収証原本に加えて必要） ・母子健康手帳の「妊娠中の経過」の頁に記載がない健診分を申請する場合。 ・兵庫県以外の病院等の受診分を申請する場合。 <input type="checkbox"/>医療機関発行の明細書
--	---

5 他市町から転入された方は、宝塚市の助成券交付申請が必要です

- ・申請場所 健康センターのみ
- ・持ち物 母子健康手帳、申請者の身分証明書
- ・助成内容 宝塚市での助成回数は、14回から「転入前に受けた妊婦健康診査の回数」（母子健康手帳の「妊娠中の経過」の頁の記載回数）を差し引いた回数です。13,000円券は、転入日が妊娠21週までは2枚、妊娠22週以降は1枚となります。
- ・何らかの理由で健康センターに来所できない方は、健康センターへお問い合わせください。

6 その他

- ・助成券を紛失・破棄された場合、再交付はできません。保管には十分ご注意ください。
- ・助成券の使用後に他の券種への変更・交換はできません。
- ・助成券を使用した日の超過支払い分の領収証は還付助成申請の対象外です。
- ・市外へ転出される場合、転出日以降の妊婦健康診査費は、本市では助成できません。
 新住所での妊婦健康診査の助成手続きについては、転出先の市町村へお問い合わせください。

Q&A

Q 1 出産後、助成券が残りしました。残った助成券はどうすればよいですか？

- ・未使用の助成券は4か月児健康診査等で健康センターへ来られた際にご返却をお願いします。
- ・助成券を使用せずに受けた妊婦健康診査費の領収証があれば、助成券の残りの枚数分を限度に助成可能ですので、助成券を添えて還付助成申請をしてください。

Q 2 助成券の交付を受ける前に受けた妊婦健康診査費は、助成の対象になりますか？

- ・助成の対象になります。最終の妊婦健康診査を受診後、助成券が残れば、還付助成申請をしてください。ただし、基本的な妊婦健康診査を行っていることが必要です。妊娠確定検査、超音波検査のみの受診、保険診療分等の受診は対象外ですが、初期の血液検査は対象になります。

Q 3 県外受診のため、助成券が使えません。助成券は破棄してもよいですか？

- ・還付助成申請の際に、助成券が必要になりますので、破棄せずに保管してください。また、紛失等した場合でも再交付はできませんので、十分ご注意ください。

Q 4 還付助成申請に必要な領収証原本は返却してもらえますか？

- ・返却します。ただし、申請の際、領収証原本に加えて、領収証のコピーを添付してください。領収証原本は、申請受付月の翌月下旬までに、妊婦健康診査費助成通知書と共にご返却します。領収証原本の返却を急がれる場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封していただくか、健康センター窓口で還付助成申請の手続きをお願いします。

Q 5 母子健康手帳交付前に流産しましたが、助成を受けることはできますか？

- ・妊婦健康診査にあたる受診があれば、助成できます。流産の検査・手術等の費用は助成対象外です。次回の妊娠と区別するため申請書の出産予定日欄のご記入をお願いします。

Q 6 還付助成申請の手続きはどこでできますか？

- ・還付助成申請は健康センターのみが受付窓口となっており、郵送でも受付しています。

Q 7 市外へ転出する場合、還付助成の申請はいつからできますか？

- ・宝塚市に住民票がある期間で最終の妊婦健康診査受診日以降に手続きが可能です。転出後は本市の助成券は使用できませんので、転出先の市町村で必要な手続きをしてください。

Q 8 1回の健診につき、複数の助成券を使用することができますか？

- ・1回の健診につき、1枚の助成券しか使用することができません。

Q 9 妊婦健康診査費還付申請書は、ホームページから入手できますか？

- ・宝塚市ホームページの検索窓に、「妊婦健康診査費還付助成申請書」、又は、ID1023353を入力すると、該当ページが表示されダウンロードできます。

Q 10 双子を妊娠しました。助成券は2人分もらえますか？

- ・妊婦の一人に対して14枚の助成券を交付します。多胎児の妊娠の場合も14枚の交付となります。

【問合せ・申請書送付先】 宝塚市立健康センター 妊婦健康診査費助成事業担当
〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4-1 電話0797-86-0056